

事 務 連 絡

令和3年5月14日

市内介護サービス事業所 各位

長寿介護課長

令和3年度介護報酬改定に伴う介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

日頃より、高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、標題の件につきまして、令和3年4月より介護報酬の改定があり、これに伴い、
神栖市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項の改正を実施しています。

つきましては、別紙「令和3年度介護報酬改定について」をご確認いただき、介護予
防・日常生活支援総合事業に係る請求事務等のご対応をよろしく申し上げます。

〈連絡先〉

神栖市役所 長寿介護課

電話：0299-91-1701

FAX：0299-93-2399

Mail：chouju@city.kamisu.ibaraki.jp

別紙 令和3年度介護報酬改定について

1. 地域支援事業の見直しについて

○総合事業の対象者の弾力化

総合事業サービスのうち、介護予防・生活支援サービス事業(以下「第1号事業」という。)の対象者は、要支援者及び基本チェックリスト該当者(以下「要支援者等」という。)となっています。しかし、令和3年4月以降については、要支援者等に加えて、市町村の判断により「要介護者」についても、介護予防・生活支援サービス事業の対象者とするのを可能とする旨が示されました。

具体的には、住民主体のサービスを実施しているボランティア団体等に対する補助事業(B・D型)について、要支援者等に加えて、介護給付を受ける前から継続的に利用する要介護者(継続利用要介護者)の方々も対象となるものです。

神栖市の対応としては、現在、B・D型のサービスは未実施のため、対象者の弾力化は実施しません。

○国が定めるサービス価格(単価)の上限の弾力化

総合事業サービスのうち、介護予防・生活支援サービス事業のサービス価格(単価)については、国の地域支援事業実施要綱において、国が定める額を上限として市町村が具体的な額を定めることとしていますが、令和3年4月以降については上限ではなく、目安とし、市町村においては、国が定める上限額を勘案して具体的な額とする旨が示されました。

神栖市の対応としては、弾力化を実施せず、国基準の単位数でサービス価格を設定します。

2. サービス価格について

令和3年4月から価格の変更、又は新設されたサービスの一部を以下に記載します。

○訪問型サービス(サービス種類A2・独自)

サービス名称	改定前	改定後	対象者
訪問型独自サービスⅠ	1,172 単位/月	1,176 単位/月	事業対象者・要支援1・2
訪問型独自サービスⅡ	2,342 単位/月	2,349 単位/月	事業対象者・要支援1・2
訪問型独自サービスⅢ	3,715 単位/月	3,727 単位/月	事業対象者・要支援2
訪問型独自サービスⅢ日割	122 単位/日	123 単位/日	事業対象者・要支援2
訪問型独自サービスⅣ	267 単位/回	268 単位/回	事業対象者・要支援1・2
訪問型独自サービスⅤ	新設	272 単位/回	事業対象者・要支援1・2
訪問型独自サービスⅥ	新設	287 単位/回	事業対象者・要支援2
訪問型独自短時間サービス	166 単位/回	167 単位/回	事業対象者・要支援1・2
訪問型独自サービス同一建物減算	新設	所定単位数の 10%減算/月	
新型コロナウイルス感染症への対応 (令和3年4月1日～令和3年9月30日)	新設	所定単位数の 0.1%加算/月	

○通所型サービス(サービス種類A6・独自)

サービス名称	改定前	改定後	対象者
通所型独自サービス1	1,655 単位/月	1,672 単位/月	事業対象者・要支援1
通所型独自サービス2	3,393 単位/月	3,428 単位/月	事業対象者・要支援2
通所型独自サービス1日割	54 単位/日	55 単位/日	事業対象者・要支援1
通所型独自サービス2日割	112 単位/日	113 単位/日	事業対象者・要支援2
通所型独自サービス/22	1,655 単位/月	1,672 単位/月	要支援2(週1回程度)
通所型独自サービス/22日割	54 単位/日	55 単位/日	要支援2(週1回程度)
通所型独自サービス栄養アセスメント加算	新設	50 単位/月	事業対象者・要支援1・2
通所型独自サービス栄養改善加算	150 単位/月	200 単位/月	事業対象者・要支援1・2
通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	新設	160 単位/月	事業対象者・要支援1・2
通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	新設	88 単位/月	事業対象者・要支援1
通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2	新設	176 単位/月	事業対象者・要支援2
通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	新設	100 単位/月 (3月に1回まで)	事業対象者・要支援1・2
通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	新設	20 単位/回 (6月に1回まで)	事業対象者・要支援1・2
通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	新設	40 単位/月	事業対象者・要支援1・2
新型コロナウイルス感染症への対応 (令和3年4月1日～令和3年9月30日)	新設	所定単位数の 0.1%加算/月	

○通所型独自サービス2について

令和3年4月より、要支援2だけでなく、事業対象者もサービスの利用を可能としました。あくまでも、利用者の希望だけでサービスの利用を判断するのではなく、適切な介護予防ケアマネジメントを踏まえ、利用者の介護予防、自立支援に繋がるサービスとして判断できる場合に、サービス提供を実施するようお願いいたします。

○介護予防ケアマネジメント費

サービス名称	改定前	改定後
介護予防ケアマネジメントA	431 単位/月	438 単位/月
委託連携加算	新設	300 単位/月
新型コロナウイルス感染症への対応 (令和3年4月1日～令和3年9月30日)	新設	所定単位数 の0.1%加算/月

※委託連携加算については、利用者1人につき指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を算定します。

※全てのサービスについて、令和3年4月～令和3年9月末までの間、新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬に0.1%上乘せします。小数点以下の端数処理(四捨五入)の結果、上乘せされる単位数が1単位数に満たない場合は、1単位数に切り上げて算定します。

3. 同一建物減算の適用を受ける場合の算定方法について

○訪問型サービス

以前まで、同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける場合、合成コード(基本報酬単位数と同一建物減算分の単位数を合算したもの)を使用し、国保連合会へ請求する運用となっていました。

しかし、令和3年度報酬改定により、令和3年4月提供分からは、基本報酬のサービスコードと同一建物減算のサービスコードを別々に算定し、同一建物減算については、「区分支給限度基準額管理対象外単位数」とし、当該減算の適用を受ける方の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとなります。

これに伴い、同一建物減算が適用された場合は、これまで使用していた合成コードは、令和3年4月以降は使用できなくなるため、請求事務の際はご注意ください。

(算定例)

- ・令和3年3月まで A2 1114 訪問型独自サービス I ・同一 1,055 単位/月(減算適用後)
- ・令和3年4月以降 A2 1111 訪問型独自サービス I 1,176 単位/月(減算適用前)
A2 6001 訪問型独自サービス同一建物減算所定単位数の10%減算/月
→1,176 単位×0.1=117.6≒(118 単位/月 減算)

○通所型サービス

令和3年度報酬改定により、令和3年4月提供分から通所系サービスの同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理について、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)の単位数を用いることとなり、同一建物減算については「区分支給限度基準額管理対象外単位数」となります。